ノ一案件ナル警備会設ケノ海ヲ以テ
物ヤ之ヲ同ジ、警察ノ対抗ストナスハ早計ニシテ
寧ロ、警察相互間ニ於ケル関係ノ一対ヤキト
解スル深ク感ジ処ニシテ、同志ノ外ニ、敵ヲ
一大団体ノ任ヲ
海洋労働者ノ権ヲト叫ヲ総徒ヒ主張ニ基ク
労資間ノ協調ヲ以テノ希望ヲ主ヲ
トシ、併セテ大日本精神ノ基準ト船員職
ノ地位ノ向上ヲ期スルニ任ズルコトヲ、
性ヲ以テ我国ノ船務ヲ扱フ本団体ノ如キモノハ
現下ニ於テハ之ヲ新ニ組織スルニ極ヒ
二案ニシテ、ナリ叶ヒ性ヲ指導ノ況ヲ

現後稽古機関ヲ以テ海洋労働会創立ニ就
テ前ニ述ベタル如ク基ノ面ハ、
要ヲ第二回ノ改訂ニ就テハ歌ノ如ク三関係創意ヲ
以テ左ノ労働問題ガ表ニ於ケル大義ニ於テ、
一般特有ノ組合ノ撃ノ手ヲ以テ国家ノ目的ヲ達成
シ得ベク、国民ノ利益ニ民族自決ヲ
警察労働ノ対ヲ在ハ駆ヲトナリテ国際的
生存競争ノ激烈ヲ加フル来ヲ、又秀ノ
闘ノ思労資ノ協調ヲ以テ国家産業ノ発
ヲ図ルヲノ外ナラ無ヒ、労資協調ノ物語ニ
接ヲ単ニ国ノ為メ又ハ為ノ計ルベキ
ヲル、財団法人協調會